

南九州市長 塗木 弘幸 殿  
南九州市議会議長 加治佐 民生 殿  
南九州市教育委員会教育長 有馬 勉 殿

南九州市監査委員 有水 秀 男  
南九州市監査委員 日置 友 幸

令和3年度財政援助団体等（指定管理者）の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等（指定管理者）の監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により報告します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

記

1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等（指定管理者）監査

3 監査の対象

市営駐車場及び知覧観光案内所、お茶街道ゆとり館、図書館等 {知覧図書館、穎娃図書館、市民交流センターひまわり館図書室及び総合交流促進施設（ちらん夢郷館）}

4 監査の着眼点

出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

指定手続き、議会の議決、協定書の記載事項の確認を行った後、施設や備品等の管理状況を実査し、関係者から説明を聴取した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員室，お茶街道ゆとり館，穎娃図書館

### (2) 実施日程

令和3年6月2日 市営駐車場及び知覧観光案内所，お茶街道ゆとり館

令和3年6月3日 図書館等 {知覧図書館，穎娃図書館，市民交流センターひまわり館図書室及び総合交流促進施設（ちらん夢郷館）}

## 7 監査の結果及び意見

指定管理者制度を導入する目的は，民間活力の導入による質の高いサービスの提供と競争原理によるコストの削減を図るためであり，指定管理者に施設を管理運営委託した後も施設の効用を最大限発揮させることが望まれる。

今回，監査の対象とした指定管理者の事務及び当該指定管理者に関する市の事務は，概ね適正に執行されていたが，後述する事項については，改善，検討の必要があると認められたので，市にあっては指定管理者に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに，指定管理者にあっては市の指導に応じた適切な措置を講じていただきたい。

今後とも管理運営委託した施設が市民に満足してもらえる施設となるよう，所管課と指定管理者が連携を密にし，より一層内部統制の充実を図りながら課題解決に向け取り組んでいただきたい。

【市営駐車場及び知覧観光案内所】 所管：商工観光課

(概要)

- ① 指定管理者 南九州市知覧町郡 6204 番地  
南九州市知覧観光協会 会長 近藤友征  
(令和2年4月1日現在 松岡光政)
- ② 指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
- ③ 指定管理料 年額 5,146,000 円
- ④ 施設 駐車場 8 箇所, 観光案内所 1 箇所
- ⑤ 業務内容 管理物件の維持管理, 利用の許可, 利用の制限, 利用の中止等及び利用に係る利用料金の徴収に関する業務並びに市長が管理物件の管理運営上必要と認める業務

表1 施設の利用者数及び収支状況の推移 (指定管理施設状況調査表より抜粋)

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設の利用者数 (人)		39,034	43,409	35,351	15,887
施設の 収 支 (円)	収入	6,942,864	8,243,308	6,890,398	9,060,983
	うち指定管理料	0	0	0	5,146,000
	うち利用料	6,907,150	8,209,450	6,861,730	3,277,570
	その他 (事業収入等)	35,714	33,858	28,668	637,413
	支出	6,864,303	7,834,583	9,019,202	7,769,645
	うち修繕料	67,278	201,807	23,864	18,040
差 引		78,561	408,725	△ 2,128,804	1,291,338

(監査意見)

- ① 市営駐車場及び知覧観光案内所にあつては、平成28年度から引続き南九州市知覧観光協会が指定管理者として施設の管理運営を行っている。利用者数については、令和2年度においては前年度比 19,464 人減の 15,887 人で、令和元年度から年々減少している。コロナウイルス感染症対策の外出自粛等の影響を受けているとのことであった。

施設の収支状況については、令和元年度にあつては、指定管理料収入はなく、利用料及び事業収入等の収入のみで、収入が 6,890,398 円、支出が 9,019,202 円で、駐車場料金徴収所設置等の影響により 2,128,804 円の赤字となっている。令和2年度にあつては、年度途中で指定管理料 5,146,000 円の支払いが協議決定され、利用料及び事業収入等を合わせた収入が前年度比 2,170,585 円増の 9,060,983 円、支出が前年度比 1,249,557 円減の 7,769,645 円で 1,291,338 円の黒字となっている。

コロナウイルス感染症対策の影響を受けている状況であるが、広報宣伝活動により利用者の増加を図るとともに、施設の快適性を維持しつつ、サービスの低下を招かぬよう努めていただきたい。

- ② 指定管理業務の収支状況については、南九州市知覧観光協会の帳簿と通帳で一体的に管理されていたので、指定管理業務専用の帳簿と通帳で別個に管理されたい。
- ③ 令和2年度の指定管理業務事業計画の事業予算書として、南九州市知覧観光協会総会資料を提出しているとのことであったが、今後は指定管理業務のみの事業予算書を作成のうえ提出するよう市は指導されたい。

【お茶街道ゆとり館】 所管：商工観光課

(概要)

- ① 指定管理者 鹿児島市西田二丁目 21 番 17 号  
有限会社 ワコー二十一 代表取締役 中村和雄
- ② 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- ③ 指定管理料 年額 1,582,000 円
- ④ 建築面積 368.79 m<sup>2</sup>
- ⑤ 業務内容 管理物件の維持管理, 利用の許可, 利用の制限, 利用の中止等及び利用に係る利用料金の徴収に関する業務並びに市長が管理物件の管理運営上必要と認める業務

表 2 施設の利用者数及び収支状況の推移

(指定管理施設状況調査表より抜粋)

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
施設の利用者数 (人)		36,162	36,297	32,160	18,658
施設 の 収 支 (円)	収入	47,907,577	46,926,860	38,401,779	16,449,698
	うち指定管理料	1,820,000	1,820,000	1,354,000	1,582,000
	うち利用料	45,722,953	44,742,236	36,683,155	14,385,698
	その他 (事業収入等)	364,624	364,624	364,624	482,000
	支出	47,885,170	46,148,965	39,930,373	18,573,771
	うち修繕料	47,600	27,260	150,000	268,700
差 引		22,407	777,895	△ 1,528,594	△ 2,124,073

(監査意見)

- ① お茶街道ゆとり館にあつては、平成 28 年度から引続き有限会社ワコー二十一が指定管理者として施設の管理運営を行っている。利用者数については、令和 2 年度においては前年度比 13,502 人減の 18,658 人で、令和元年度から年々減少している。

施設の収支状況については、令和 2 年度において指定管理料、利用料及び事業収入等の収入が前年度比 21,952,081 円減の 16,449,698 円、支出が前年度比 21,356,602 円減の 18,573,771 円で 2,124,073 円の赤字となり、平成元年度から連続して赤字経営となっている。自主事業の実施や新規利用者獲得につながる広報宣伝活動により利用者の増加を図るとともに、施設の快適性を維持しつつ、サービスの低下を招かぬよう努め、健全な経営を果たしていただきたい。

- ② 実施計画については、契約初年度から 5 年目までほぼ更新されていない。その結果、事業実績報告書にある収支決算書の項目で実施計画と実績が大きく乖離しているところがあった。

市は、指定管理者の経営の実態や予算の執行状況の把握に努め、指定管理者からの事業計画書提出の際には、施設の現状に応じた適正な収支予算書となっているか確認されたい。

【図書館等 {知覧図書館, 穎娃図書館, 市民交流センターひまわり館図書室及び総合交流促進施設 (ちらん夢郷館)}】 所管：社会教育課

(概要)

- ① 指定管理者 南九州市穎娃町牧之内 3000 番地  
特定非営利活動法人 夢を育む読書の会 理事長 瀬川浩三  
(令和 2 年 12 月 9 日現在 加治佐敏昭)
- ② 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- ③ 指定管理料 年額 78,732,000 円
- ④ 延床面積 知覧図書館・夢郷館 3,335.68 m<sup>2</sup>  
穎娃図書館 1,223.69 m<sup>2</sup>  
川辺図書室 782.00 m<sup>2</sup>
- ⑤ 業務内容 管理物件の維持管理, 利用の許可, 利用の制限, 利用の中止等及び利用に係る利用料金の徴収に関する業務並びに市長が管理物件の管理運営上必要と認める業務

表 3 施設の利用者数及び収支状況の推移

(指定管理施設状況調査表より抜粋)

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
施設の利用者数 (人)			146,599	149,508	105,326
施設 の 収 支 (円)	収入		79,127,523	89,062,212	92,933,386
	うち指定管理料		78,804,000	79,172,000	78,732,000
	うち利用料		323,375	164,779	66,080
	その他 (事業収入等)		148	9,725,433	14,135,306
	支出		69,402,090	74,926,906	89,420,976
	うち修繕料		1,233,812	1,119,280	1,233,812
	差 引		9,725,433	14,135,306	3,512,410

(監査意見)

- ① 図書館等にあつては, 平成 30 年 4 月 1 日から特定非営利活動法人夢を育む読書の会が指定管理者として施設の管理運営を行っている。利用者数については, 令和 2 年度においては対前年度比 44,182 人減の 105,326 人となっている。
- ② 施設の収支状況については, 翌年度繰越額 (収支差引額) が多額となっていた。これは, 市側の積算誤りにより, 本来必要な金額以上の共済費等を指定管理料に含んでいたことに大きな原因がある。この共済費等については, 市長協議を経て返還を求めず, 市民に還元できるような図書館運営を行ってもらうことを決定している。  
しかしながら, この件については, 積算誤りが判明した時点で返還を求め, 契約変更すべきであった。  
今後においては不要な支出の無いように十分留意されたい。また, 決算残額が多額となる場合は, 残額の返納を視野に入れ, 市と指定管理者で協議して頂きたい。
- ③ 令和 2 年度の事業計画書及び事業報告書として, 当該 NPO 法人のものを提出しているとのことであったが, 今後は指定管理業務のみの事業計画書及び事業報告書を作成のうえ提出するよう市は指導されたい。